

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

見え消し版

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項																																															
1	1	1	1	適用	3	(変更なし)																																															
1	1	1	2	用語の定義	7	(変更なし)																																															
					25	当初設計額5千万2億円以上(税込)の工事においては、情報共有システムの利用を必須とする。																																															
					37	(変更なし)																																															
1	1	1	3	設計図書の照査等	2	(変更なし)																																															
1	1	1	4	施工計画書	1	受注者が、施工計画書に記載しなければならない事項の標準的内容については、下記のとおりとする。																																															
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載事項</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事概要</td> <td>工事名、道川港名等、工事場所、工期、請負代金額、発注者、工事内容</td> </tr> <tr> <td>計画工程表</td> <td>曲線式工程表、ネットワーク・バーチャート等で作成</td> </tr> <tr> <td>現場組織表</td> <td>現場の組織、編成、命令系統、業務分担</td> </tr> <tr> <td>指定機械</td> <td>設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械、機種、形式、台数、使用工種等</td> </tr> <tr> <td>主要船舶・機械</td> <td>設計図書で指定されていない使用機械</td> </tr> <tr> <td>主要資材</td> <td>指定材料、主要材料、材料試験方法</td> </tr> <tr> <td>施工方法</td> <td>主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料の保管方法、機械等の置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示、承諾、協議事項の予定内容</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">施工管理</td> <td>工程管理</td> <td>実施工程の手法・管理方法</td> </tr> <tr> <td>品質管理</td> <td>品質管理計画表</td> </tr> <tr> <td>写真管理</td> <td>写真管理計画表</td> </tr> <tr> <td>出来形管理</td> <td>出来形管理計画表</td> </tr> <tr> <td>段階確認</td> <td>段階確認計画表、品質証明(社内検査)計画表</td> </tr> <tr> <td>安全管理</td> <td>安全管理体制、安全対策、安全巡視の実施方法、安全活動方針</td> </tr> <tr> <td>安全訓練の活動計画</td> <td>安全教育、安全訓練の実施計画</td> </tr> <tr> <td>緊急時の体制及び対策</td> <td>事故発生時の連絡系統図、対応策、災害発生時の体制、異常気象等の防災対策、事故報告</td> </tr> <tr> <td>交通管理</td> <td>交通管理、交通処理、過積載防止</td> </tr> <tr> <td>環境対策</td> <td>大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策、希少動植物への配慮、CO₂排出削減・省エネルギーの推進等</td> </tr> <tr> <td>現場作業環境の整備</td> <td>現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策</td> </tr> <tr> <td>再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</td> <td>再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、建設汚泥再利用計画書、建設廃棄物処理計画書、建設発生木材運搬処理計画</td> </tr> <tr> <td>法定休日、所定休日(週休二日)</td> <td>休暇取得計画表等、技術者及び技能労働者の休暇の確認方法</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善の実施内容</td> <td>特記仕様書で「現場環境改善の実施内容」を規定した工事を対象</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの、官公庁等の手続き一覧(警察署、労働基準監督署、道路管理者等)、地元への周知</td> </tr> </tbody> </table>		記載事項	内容	工事概要	工事名、道川港名等、工事場所、工期、請負代金額、発注者、工事内容	計画工程表	曲線式工程表、ネットワーク・バーチャート等で作成	現場組織表	現場の組織、編成、命令系統、業務分担	指定機械	設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械、機種、形式、台数、使用工種等	主要船舶・機械	設計図書で指定されていない使用機械	主要資材	指定材料、主要材料、材料試験方法	施工方法	主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料の保管方法、機械等の置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示、承諾、協議事項の予定内容	施工管理	工程管理	実施工程の手法・管理方法	品質管理	品質管理計画表	写真管理	写真管理計画表	出来形管理	出来形管理計画表	段階確認	段階確認計画表、品質証明(社内検査)計画表	安全管理	安全管理体制、安全対策、安全巡視の実施方法、安全活動方針	安全訓練の活動計画	安全教育、安全訓練の実施計画	緊急時の体制及び対策	事故発生時の連絡系統図、対応策、災害発生時の体制、異常気象等の防災対策、事故報告	交通管理	交通管理、交通処理、過積載防止	環境対策	大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策、希少動植物への配慮、CO ₂ 排出削減・省エネルギーの推進等	現場作業環境の整備	現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、建設汚泥再利用計画書、建設廃棄物処理計画書、建設発生木材運搬処理計画	法定休日、所定休日(週休二日)	休暇取得計画表等、技術者及び技能労働者の休暇の確認方法	現場環境改善の実施内容	特記仕様書で「現場環境改善の実施内容」を規定した工事を対象	その他	契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの、官公庁等の手続き一覧(警察署、労働基準監督署、道路管理者等)、地元への周知
					記載事項	内容																																															
					工事概要	工事名、道川港名等、工事場所、工期、請負代金額、発注者、工事内容																																															
					計画工程表	曲線式工程表、ネットワーク・バーチャート等で作成																																															
					現場組織表	現場の組織、編成、命令系統、業務分担																																															
					指定機械	設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械、機種、形式、台数、使用工種等																																															
					主要船舶・機械	設計図書で指定されていない使用機械																																															
					主要資材	指定材料、主要材料、材料試験方法																																															
					施工方法	主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料の保管方法、機械等の置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示、承諾、協議事項の予定内容																																															
					施工管理	工程管理	実施工程の手法・管理方法																																														
						品質管理	品質管理計画表																																														
						写真管理	写真管理計画表																																														
						出来形管理	出来形管理計画表																																														
					段階確認	段階確認計画表、品質証明(社内検査)計画表																																															
					安全管理	安全管理体制、安全対策、安全巡視の実施方法、安全活動方針																																															
					安全訓練の活動計画	安全教育、安全訓練の実施計画																																															
					緊急時の体制及び対策	事故発生時の連絡系統図、対応策、災害発生時の体制、異常気象等の防災対策、事故報告																																															
					交通管理	交通管理、交通処理、過積載防止																																															
					環境対策	大気汚染・水質汚濁・振動・騒音対策、希少動植物への配慮、CO ₂ 排出削減・省エネルギーの推進等																																															
					現場作業環境の整備	現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策																																															
					再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、建設汚泥再利用計画書、建設廃棄物処理計画書、建設発生木材運搬処理計画																																															
					法定休日、所定休日(週休二日)	休暇取得計画表等、技術者及び技能労働者の休暇の確認方法																																															
現場環境改善の実施内容	特記仕様書で「現場環境改善の実施内容」を規定した工事を対象																																																				
その他	契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの、官公庁等の手続き一覧(警察署、労働基準監督署、道路管理者等)、地元への周知																																																				
					追-1	(変更なし)																																															
					2	(変更なし)																																															
1	1	1	7	工事用地等の使用	3	受注者は、所有者との契約に係る文書(協議記録、承諾書、契約書等)を保管しておくこと。																																															
1	1	1	9	工事の下請負	1	(変更なし)																																															

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
±	±	±	10	施工体制台帳	1	前段は島根県公共工事共通仕様書のとおり 後段を以下のとおり読み替える。 —施工体制台帳は、以下の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合に提出するものとする。 (1)下請契約を締結したときは、当該下請工事着手までに。 (2)施工体制台帳の記載事項に変更があったときは、速やかに。
					2	前段は島根県公共工事共通仕様書のとおり 後段を以下のとおり読み替える。 —施工体制図は、以下の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合に提出するものとする。 (1)下請契約を締結したときは、当該下請工事着手までに。 (2)施工体制図の記載事項に変更があったときは、速やかに。
1	1	1	12	調査・試験に対する協力	7	(変更なし)
1	1	1	17	工事現場発生品	追-1	(変更なし)
1	1	1	18	建設副産物	4,5,6,7	<p>1. 受注者は、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無に関わらず、請負金額100万円以上の場合には、「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」((一財)日本建設情報総合センター)に、当該工事に関する必要な情報を登録するとともに、同システムへの入力により「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、同システムを使用し難い場合には、監督職員と協議すること。</p> <p>2. 受注者は、監督職員から指示があった場合には、計画の実施状況を監督職員に報告すること。</p> <p>3. 受注者は、工事完了後速やかに、同システムへの入力により「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、監督職員から入力内容のチェックを受け、必要に応じて修正を行うこと。に提出すること。システム内で実施書の修正が完了したことをもって、監督職員への実施書提出とみなす(出力しての提出は不要)。完成した実施書は提示書類として整理すること。</p> <p>上記に加え、「資源有効利用促進法」に定める一定規模以上の工事(※)を施工する場合には、同法に基づく手続き等を行うこと。</p> <p>(※)一定規模以上の工事(どれか1つでも該当すれば対象となる) 【次の規模の指定副産物を搬出する工事】 (1)土砂:500m³以上 (2)Co塊、As塊、建設発生木材:合計200t以上 【次の規模の建設資材を搬入する工事】 (1)土砂:500m³以上 (2)採石:500t以上 (3)加熱アスファルト混合物:200t以上</p>
					追-1	(変更なし)
					追-2	(変更なし)
1	1	1	23	施工管理	8	<p>デジタル工事写真の小黑板情報電子化について デジタル工事写真の小黑板情報電子化(以下、「電子黑板」という。)は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 受注者は、電子黑板を使用する場合、監督職員の承諾を得なければならない。なお、承諾にあたっては、以下の導入要件を満足するものでなければならない。</p>

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
						<p>【導入要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)は、受注者が選定し自らの負担で調達する。 導入できる使用機器は、写真管理基準「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものとし、下記URL記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照とする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものでない。 <p>URL「https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子黒板を用いた写真(以下、「電子黒板写真」という。)の電子納品については、JACICが提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提示するものとする。 その他、国土交通省大臣官房技術調査課通達の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化についての一部改正について(平成29年1月30日令和3年3月26日付け、国技建管第1021号)」の運用に準ずる。
1	1	1	25	週休二日の対応		<p>週休2日に関連する「1-1-1-4施工計画書(18)法定休日・所定休日(週休二日の導入)」「1-1-1-20竣工検査 4.検査内容 (3)週休二日の履行状況 3.検査内容」「1-1-1-21既済部分検査等 3.検査内容 (3)週休二日の履行状況」の各条について、次のとおり取り扱う。</p> <p>①施工計画書に添付する書類は「島根県週休2日工事試行要領」で定める「休日取得計画表(島根版)」等又は技術者及び技能労働者の休日の確認方法とする。</p> <p>②監督員への報告及び検査で確認する書類は「休日等取得実績表」又は「休日取得状況表」とする。</p> <p>③次に該当する場合、これらの書類の提出を省略することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 島根県週休2日工事施行要領における受注者希望型で実施を希望しない工事
1	1	1	26 27	工事中の安全確保	8	<p>受注者は、当該工事の内容に応じた安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。この研修・訓練等に割当てる時間は、月当たり1回で半日以上、又は、月当たり数回に分けて実施する場合はその合計時間が4時間以上であること。</p>
					814	(変更なし)
					追-1	(変更なし)
					追-2	(変更なし)
1	1	1	30 31	環境対策	1	(変更なし)
					8	(変更なし)
					追-1	(変更なし)
					追-2	(変更なし)
					追-3	<p>受注者は、1-1-1-26 の「工事中の安全確保」の研修・訓練等の機会に、工事現場及びその周辺の環境保全に努めることについて、作業員全員に周知すること。</p> <p>(例)・建設機械を使用しないときは、アイドルングストップに務める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水の排水に伴う土砂の流出防止に努める。 現場事務所からの生活雑排水の適正処理に努める。
1	1	1	32 33	交通安全管理	3	(変更なし)
					追加	(変更なし)
1	1	1	35 36	官公庁等への手続き等	追加	(変更なし)
1	1	1	37 38	工事測量	1	(変更なし)

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
					追加	(変更なし)
1	1	1	追加 43	公共工事に伴う石綿 使用の有無の飛散防 止の徹底について		<p>—受注者は、石綿(アスベスト)関連法等に基づき、解体、撤去、切断等の工事を行う場合、工事着手に先立ち、工事対象物(建築物及び工作物)に石綿が含まれているかの調査(事前調査)を実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。ただし、国による調査等で使用されていないことが確認されている施設の場合を除く。</p> <p>なお、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を受注者が実施する場合の費用については、監督職員と協議の上、設計変更で計上するものとする。</p> <p>また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。</p> <p>(参考) 石綿(アスベスト)対策に係る掲載ホームページ https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/asbest/</p>
1	1	1	42 44	公共工事等における 新技術活用の促進	追-1	(変更なし)
					追-2	(変更なし)
1	1	1	45 47	県内産資材の使用	追-1	(変更なし)
					追-2	—県内で生産されていない資材を使用する場合は、原則として県内の取扱業者から購入した資材を使用するものとする。
					追-23	受注者は、「島根県公共工事共通仕様書」の参考様式『施工計画書 主要資材一覧表』に、使用する主要資材全てについて製造会社(販売会社)の所在地等を記入のうえ施工計画書に添付しなければならない。また、やむを得ず県内産資材を使用できない場合は、その理由の詳細を書面(様式-1)で提出のうえ監督職員の確認を受けなければならない。
±	±		追加	主任技術者		—受注者が施工途中の主任技術者及び監理技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。
1	1		追加	監督体制の強化等		(変更なし)
1	1		追加	別に配置を求める技 術者		(変更なし)
1	1		追加	主任技術者又は監理 技術者の専任を要し ない期間について		(変更なし)
1	1		追加	ダンプトラック運搬や ガードマン等の契約に ついて		(変更なし)
1	1		追加	貴重動植物への配慮		(変更なし)
1	1		追加	県産木材利用の推進 について		(変更なし)
1	1		追加	工事完了時における 安全確認について		(変更なし)
1	1		追加	過積載防止対策		(変更なし)

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1		追加	技術提案		(変更なし)
1	1		追加	1日未満で完了する作業の積算について		(変更なし)
1	1		追加	熱中症対策に係る現場管理費補正について		(変更なし)
1	1		追加	建設機械賃料の積算について		(変更なし)
1	1		追加	法令・施設台帳等の作成		(変更なし)
±	±		追加	法定外の労災保険の付保		<p>—受注者は、法定外の労災保険に付きなければならない。</p> <p>—ついで、工事請負契約書第53条(火災保険等)に基づき、法定外の労災保険への付保の状況を確認するため、その証券又はこれに代わるものを提示すること。</p> <p>—但し、「機械設備工事」及び単価適用日が令和2年9月30日以前の農林水産部(農村整備課、農地整備課)が所管する建設工事を除く。</p> <p>—※「機械設備工事」とは、建設工事積算基準 第IV編 機械設備及び第13編 農業農村整備 第16章 施設機械及び電気通信設備(電気通信設備は除く)により工事費の積算を行うものをいう。</p>
1	1		追加	アンケート調査		(変更なし)
				欄外URL		(変更なし)

【第1編 共通編 第3章 無筋、鉄筋コンクリート 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	3	3	3	一般事項	追加	(変更なし)
1	3		追加	土木コンクリート構造物の品質確保について		(変更なし)

【第2編 材料編 第2章 土木工事材料 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
2	2	13	追加	視覚障害誘導用ブロック		(変更なし)

【第3編 土木工事共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
3	1		追加	履歴板の設置 【土木】		(変更なし)
3	1		追加	境界杭等の設置 【土木】		(変更なし)

【第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
3	2	3	8	路側防護柵(土中埋め込み方式)の施工	追加	<p>1. 路側防護柵工のうち、土中埋め込み方式の施工区間については、土中に転石や岩盤等は無いものと想定している。支柱の建て込みが困難となり所定の根入れ長が確保出来ない場合は、監督職員に報告し対応について協議すること。</p> <p>2. 監督職員による立会や提出された管理資料等により、防護柵の根入れ長が設計図書に適合しないと認められる場合には、工事請負契約書の規定により、非破壊試験又は支柱引き抜きによる破壊試験を行う。</p> <p>なお、非破壊試験、引き抜きによる破壊試験やその復旧に要する費用は、工事請負契約書の規定により受注者の負担とする。</p> <p>3. 検査職員は竣工検査終了後、土中埋め込み方式の防護柵支柱について、抽出により非破壊試験による出来形確認検査を行う場合がある。</p> <p>なお、検査の結果、防護柵の支柱の根入れ長に契約不適合があった場合は、工事請負契約書に基づき受注者に対し履行追完を請求するものとする。</p> <p>4. これらに定めのないものは、監督職員と協議を行うこと。</p>
3	2	3	9	区画線工	追加	(変更なし)
3	2	3	25	銘板工	追加	(変更なし)
3	2	6	3	アスファルト舗装の材料	2	(変更なし)
					追-1	(変更なし)
					追-2	(変更なし)
3	2	6	17	オーバーレイ工	2	(変更なし)
					2	(変更なし)
3	2	14	2	植生工	追加	(変更なし)
3	2	14	3	吹付工	追加	(変更なし)
					11	(変更なし)
3	2		追加	レベリング工		(変更なし)

【第4編 港湾・漁港工事共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
4	4		追加	コンクリート構造物の品質確保について		ケーソン、ウェル、セルラーブロック、L型ブロックに使用する生コンクリートについては、設計基準強度30N/mm ² 以上、最大水セメント比50%を満足するものを使用すること。なお、セメントについては、高炉セメントB種を使用すること。

【第6編 河川編 第1章 築堤・護岸 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
6	1	7	2	材料	追加	(変更なし)
6	1		追加	吸出し防止材	追-1	(変更なし)
					追-2	(変更なし)
					追-3	(変更なし)
6	1		追加	接続ブロック護岸		(変更なし)
6	1		追加	多段式カゴマット工	追-1	(変更なし)
					追-2	(変更なし)
					追-3	(変更なし)
					追-4	(変更なし)
					追-5	(変更なし)
					追-6	(変更なし)
					追-7	(変更なし)

【第10編 道路編 第12章 道路修繕 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
10	12	22	4	落橋防止装置工	5	受注者は、出来形管理としてアンカーボルト孔の削孔長を曲がらない定期で全数確認することとし、その規格値は設計値以上とする。
					6	受注者はアンカーボルト定着長の出来形確認として、超音波探傷器を用いて全数測定を行うこととする。なお、測定方法は「超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領(案)」に基づき超音波探傷器に精通した専門機関が実施するものとし、その規格値は、$\pm 20\text{mm}$及び$\pm 1D$(アンカー径)のいずれか小さい値とする。
					7	受注者が作成する施工管理資料については、以下の要領で作成するものとし、監督職員からの請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。 ①出来形管理図(削孔長、定着長)を全数作成する。 ②使用材料写真(長さ、径、本数)を全数撮影する。 使用材料写真は長さ、径、本数が分かるようにまとめて撮影し、写真枚数を軽減する。 ③出来形管理写真(削孔長、定着長)を全数撮影する。監督職員による段階確認を実施した箇所は、確認状況写真を撮影する。 ④施工状況写真(削孔位置、突出長さ)を全数撮影する(提出頻度は代表箇所1枚)。
					8	受注者は、アンカーボルト挿入時及び定着後において、段階確認を受けなければならない。臨場による場合、アンカーボルト定着長については超音波探傷器により測定することとする。
					9	受注者は、検査職員が当該技術検査を臨場とする場合において、アンカーボルト定着長については超音波探傷器により測定することとする。

(参考)要領等の掲載ホームページ

- 超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領(案)

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/index.data/anchor-bolt.pdf